

埋設処分業務・評価委員会について

平成21年12月25日

第1回 埋設処分業務・評価委員会

独立行政法人 日本原子力研究開発機構
埋設事業推進センター

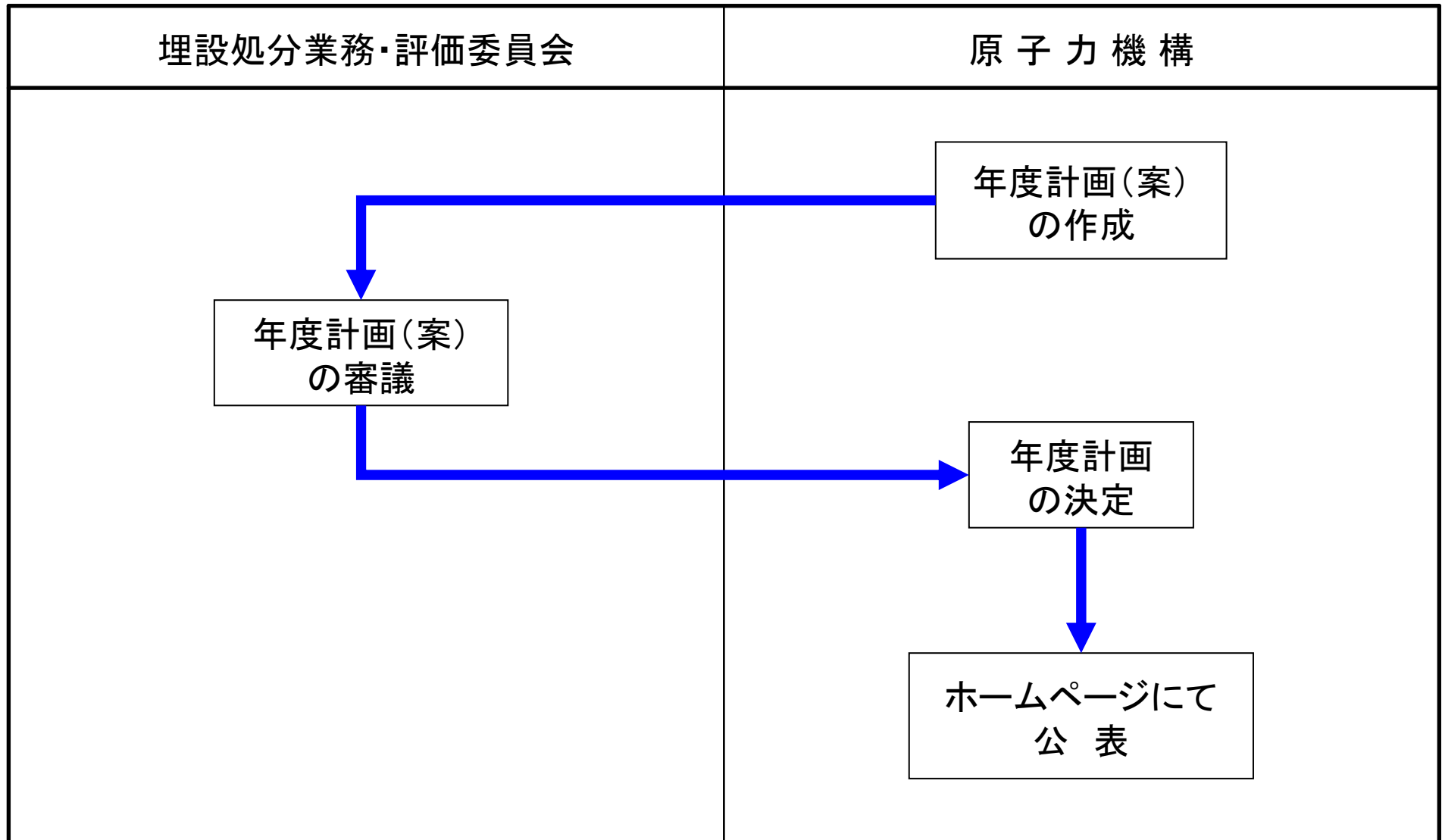
埋設処分業務・評価委員会の役割

埋設処分業務・評価委員会は、
国が定めた「埋設処分業務の実施に関する基本方針（基本方針）」
（平成20年12月25日）及び原子力機構が作成した「埋設処分業務
の実施に関する計画（実施計画）」（認可；平成21年11月13日）に
基づき、
原子力機構が実施する埋設処分業務の実施状況の評価、「毎事
業年度に実施する事業に関する計画（年度計画）」の作成及びそ
の他埋設処分業務に関する事項について審議する。

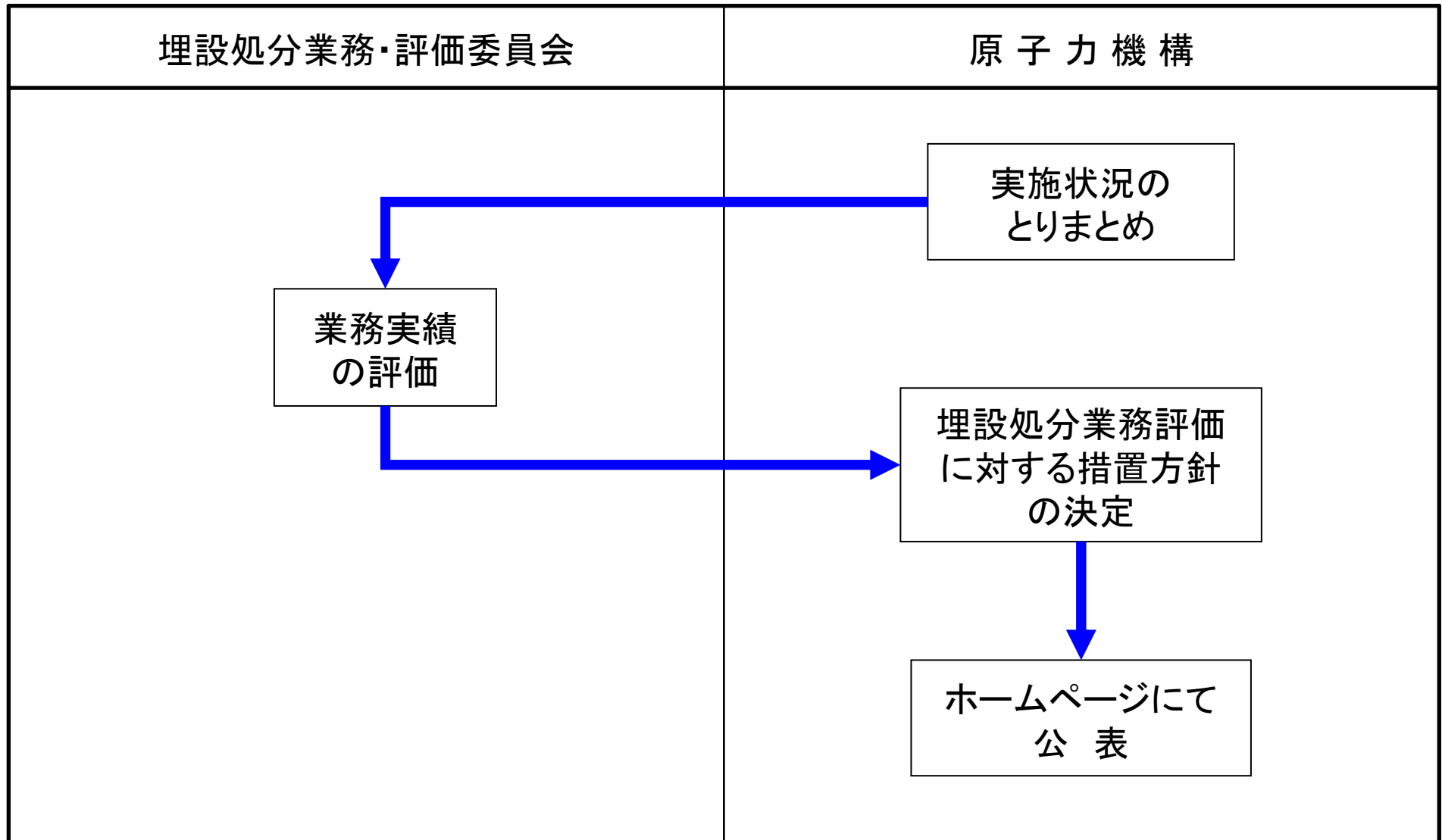
委員会運営

- (1) 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員は機構が行なう埋設処分業務に関連する分野に精通する機構外の専門家及び有識者。
- (3) 委員長は、委員の互選により決定する。
- (4) 委員会は、委員長が召集する。
(年2回程度開催予定。)
- (5) 委員会は、非公開で開催する。
- (6) 委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。
- (7) 委員会資料は、議事録を含めて原則、公開する。
(原子力機構のホームページに掲載予定。)
- (8) 委員会は必要と認めたときは作業会を置くことができる。

埋設処分業務評価の手続き (計画の作成)



埋設処分業務評価の手続き (実績の評価)



年度計画(案)の審議に関する視点(例)

年度計画(案)は、

- ① 達成目標が明確であるか。
- ② 安全性・経済性を考慮した合理的なものであるか。
- ③ 埋設事業の透明性及び信頼の確保を満足したものであるか。